

【提言】

## アベノミクスの評価と2年目の課題

～財政再建を意識した成長戦略の実行を～

＜政策評価・監視機関（日本版 IFI）の設立と社会保障制度改革の推進＞

2014年（平成26年）4月

一般社団法人 関西経済同友会  
経済政策委員会

## 目次

1. 基本認識	1
2. アベノミクスの評価	
(1) 実行体制	2
(2) 第1・第2の矢	5
(3) 第3の矢	5
(4) 第4の矢	7
(5) 総合評価	9
3. 提言	
(提言1) アベノミクスの実行体制の強化	9
○PDCAの強化に向けた是正ルールなどの導入	
○独立財政評価機関(日本版IFI, Independent Fiscal Institution)の設置	
(提言2) 消費税率引き上げ・社会保障制度改革による財政再建	12
○消費税率を予定通り引き上げ	
○社会保障制度改革の推進	
(提言3) 規制改革を柱とした成長戦略	14
○法人実効税率の引き下げ	
○特区制度などを活用した規制改革	
○OPFIの推進	
○経済連携協定の加速	
4. おわりに	18
■ 平成25年度 経済政策委員会 活動状況	19
■ 平成25年度 経済政策委員会 名簿	20

## 1. 基本認識

2012年12月の第2次安倍政権発足以降、大胆な金融政策（第1の矢）、機動的な財政政策（第2の矢）、成長戦略（第3の矢）が相次いで打ち打された。とりわけ、第1の矢と第2の矢による短期的な景気刺激効果は大きく、株価上昇や円高修正が進み、消費者マインドが大きく改善した。また、第3の矢についても、一部に積み残しの課題があるものの、産業競争力強化法や国家戦略特区法を成立させるなど、着実に対応を進めていると評価できる。

もともと、アベノミクスのこれまでの対応を振り返ると、消費税率引き上げなど、財政再建に一定の配慮はなされているとはいえ、総じてみればデフレ脱却に主眼が置かれている印象が強い。こうしたなか、①第3の矢について、本来、中長期的な潜在成長力を高める政策であり、効果が顕在化するまで時間を要する、②消費税率引き上げによる景気減速を懸念する声もある、といったなかでは、今後、アベノミクスにおいて、財政再建よりも経済成長を優先する傾向が更に強くなる可能性は否定できない。

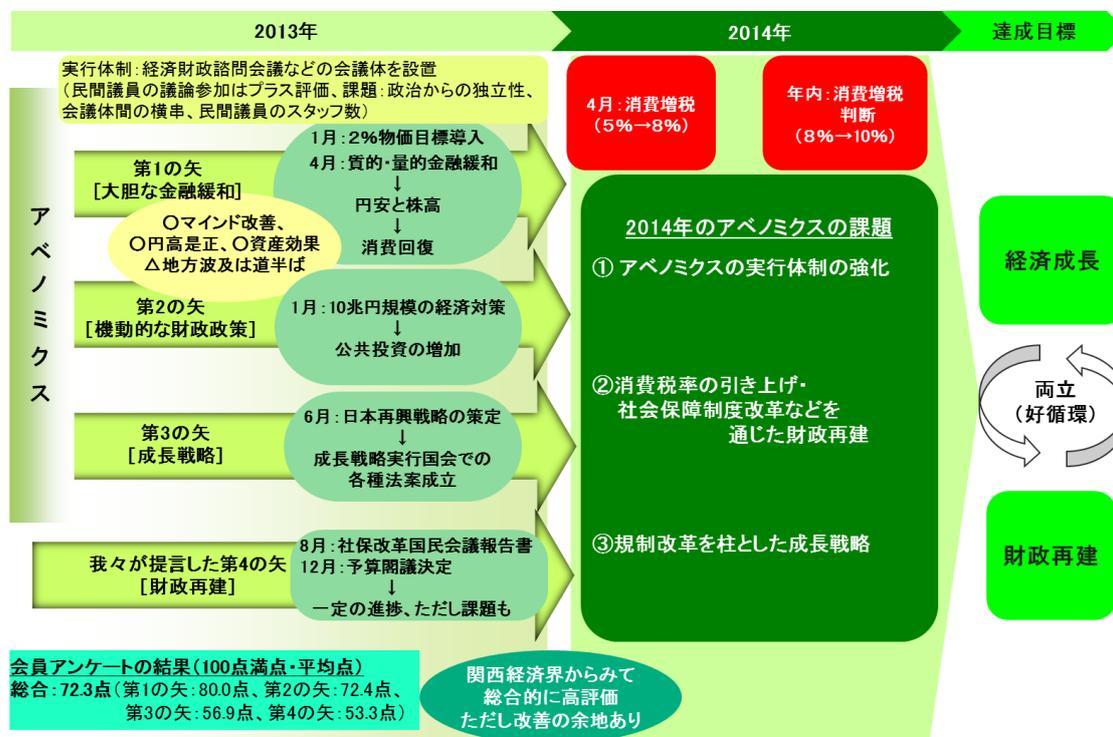
一方、一般会計歳出の約半分にあたる43兆円もの財源を国債に依存する予算編成が続き、国と地方を合わせた一般政府債務残高（約1,000兆円）はGDPの2倍を超えるなど、我が国の財政指標はソブリン危機に直面した南欧諸国よりも悪化している。関西経済同友会はかねて、3本の矢による経済成長に加え、財政再建に向けた揺るぎない決意を国内外に示すべく、財政再建という「第4の矢」も番えるべきと主張してきたが、それは今も変わらない。「経済成長と財政再建の両立」に向けて、危機的な状況にあるわが国の財政にも目配りした経済財政運営を進める必要がある。

本委員会では、以上の基本認識のもと、アベノミクスのこれまでの評価するとともに、2年目を迎えたアベノミクスが、経済成長と財政再建の両立を通じて、日本経済を再生させるために何をなすべきか、という観点で提言する。

## 2. アベノミクスの評価

関西経済同友会は、経済成長と財政再建の両立が重要であり、アベノミクスの3本の矢に加え、財政再建という第4の矢を番えるべき、とかねて主張してきた。発足して1年が経過した第2次安倍政権が推し進めてきたアベノミクスを振り返ると、日本経済がデフレ脱却に向けて着実に動き始め、成長戦略の実行に向けた枠組みも徐々に整えられるなど、それぞれの分野において一定の進展があったものと評価している。一方で、実行体制の在り方、それぞれの分野での積み残しの課題など、引き続き、改善に取り組むべき点も存在する（図1）。これらの点について、順に見ていく。

（図1）アベノミクスの実績と今後の課題



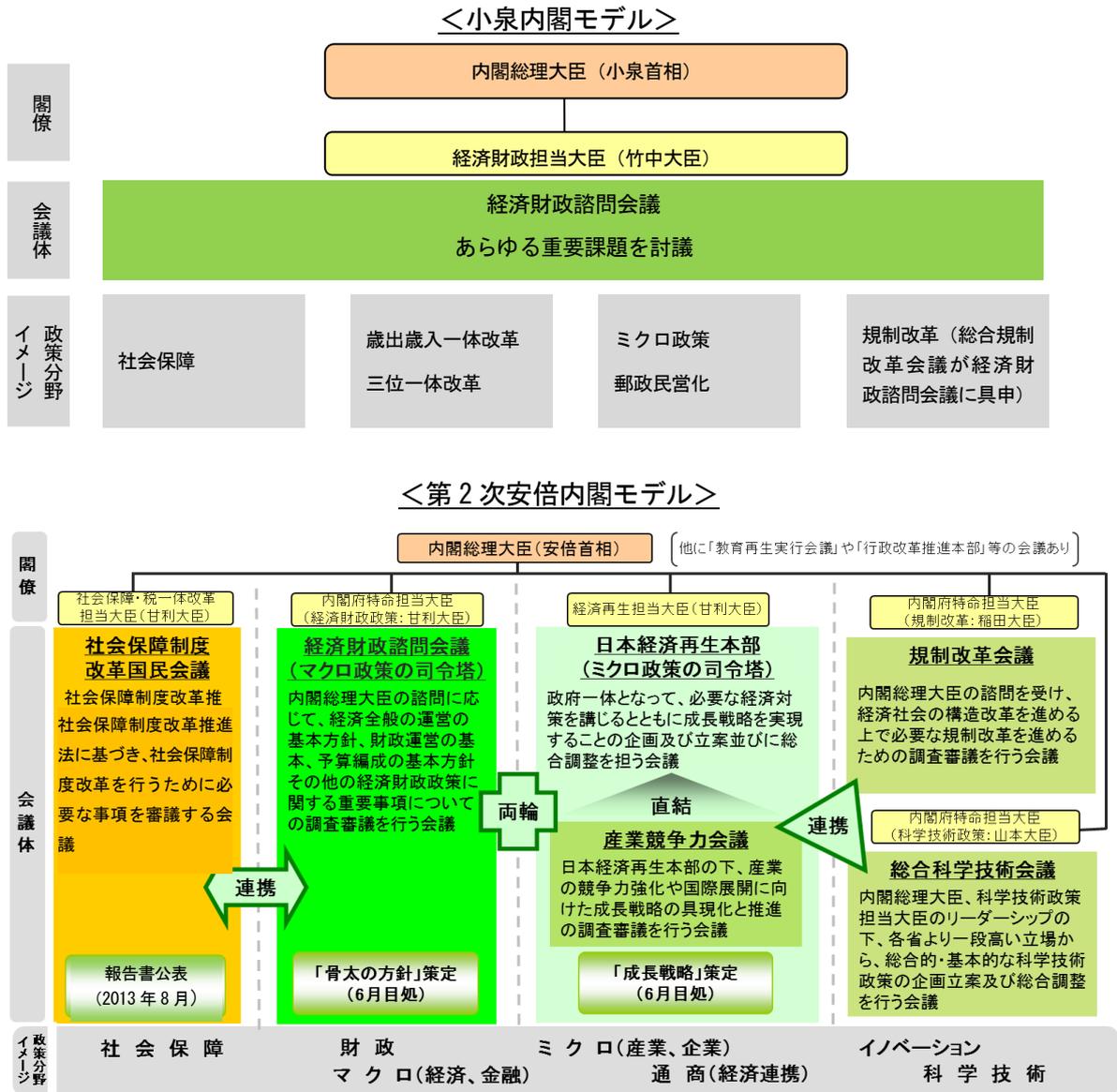
### (1) 実行体制

#### ① 会議体の設置について

経済財政諮問会議や産業競争力会議などの会議体が設置され、ア) 多くの民間議員の登用により、民間の声を反映できる体制が作られたこと、イ)過去に民間議員経験があり、抵抗勢力の行動を熟知した者が多く登用されるなど、政策を骨抜きされない工夫があることなどは評価できる。ただし、ア)各会議体で纏められた政策が本来の趣旨に沿った形で適切に運用されているかを政治的に独立した立場で検証する仕組みがない、イ)複数の会議体に横串を通す機能がないまま、一つのテーマが複数の会議体で取り扱われ、議論の整理が難しくなる

ケースがある（小泉政権時には経済財政諮問会議で一体的に議論）、ウ) 民間議員の専従スタッフが少ない（例：経済財政諮問会議では民間議員 4 名に対しスタッフ 5 名）などの点について改善の余地がある。

(図 2) 小泉政権・第 2 次安倍政権における会議体モデルの違い



②工程表を実現するプロセス

①中期財政計画において、プライマリーバランスの赤字（GDP 比）を 2015 年度までに半減し、2020 年度には黒字化する目標が維持されたことに加え（表 1）、②日本再興戦略の工程表に KPI(Key Performance Indicator、重要業績評価指標)が明記され、目指す水準と達成時期を具体化したことは評価される（表 2）。

ただし、中期財政計画では、新規国債発行額を前年度以下に抑制することが努力目標に止まるなど、強制力のある数値目標が設定されていない。また、日本再興戦略に関しても、計画と実績との間にかい離が生じた場合、どのように是正するかについての規定がない。

財政再建に資する新たな数値目標の設定や、政権が作成した目標・工程表の実現可能性を高める方法が次の課題といえる。

(表1) 中期財政計画の概要

- ・ 2015年度までの国・地方のプライマリーバランス赤字半減目標を維持
- ・ 新規国債発行額は2014・2015年度に前年度（2013年度は42.9兆円）を上回らないよう「最大限努力」する
- ・ 消費税率引き上げは「経済状況などを総合的に勘案して判断を行う」と注記
- ・ 地方の一般財源総額は2014年度・2015年度に2013年度と同水準を確保
- ・ 2020年度の財政赤字解消は税収増などで実現
- ・ 経済の重大危機で目標達成が難しい場合は、機動的な財政政策を実施

(資料) 中期財政計画より作成

(表2) 日本再興戦略の工程表

	成果目標	数値目標	現状	期限	プラン(注)
<b>民間の力を最大限に活用する</b>					
民間投資の拡大と事業再編促進	国内設備投資水準	70兆円	63兆円	今後3年間	①
新事業の創出	開業率・廃業率	10%程度	5%	-	①
	ビジネス環境ランキング	先進国3位以内	15位	2020年	①
健康長寿産業	生活支援関連産業	10兆円	4兆円	2020年	②
	医療関連産業(医薬品等)	16兆円	12兆円		②
農林水産業	市場規模(6次産業)	10兆円	1兆円	2020年	②
	農林水産物・食品輸入額	1兆円	4500億円		②
	農業・農村の所得	倍増	-	今後10年間	②
エネルギー産業	内外のエネルギー関連市場	26兆円(国内10兆円)	8兆円	2020年	②
社会資本整備	PF等の事業規模	12兆円	4.1兆円	今後10年間	①
ITイノベーション	公共データの公開内容	データセット1万以上	-	2015年度中	①
<b>全員参加・世界で勝てる人材を育てる</b>					
「女性の力」の活用	女性就業率	73%	68%	2020年	①
失業なき労働移動の実現	失業者数	2割減	-	今後5年間	①
国立大学改革等	世界大学ランキング	トップ100に10校以上	-	今後10年間	①
<b>新たなフロンティアを作り出す</b>					
「技術で勝ち続ける国」の創出	イノベーション・ランキング	1位	5位	今後5年間	①
経済連携の推進	貿易のFTA比率	70%	19%	2018年まで	③
	輸出額(中堅・中小企業)	2倍(2010年比)	-	2020年	③
インフラ市場の獲得	インフラシステム受注	30兆円	10兆円	2020年	③
クールジャパンの推進等	放送コンテンツ関連海外売上高	3倍	63億円	2018年まで	③
	外国企業の対内直接投資残高	35兆円	17.8兆円	2020年	③
	訪日外国人旅行者	3000万人超	-	2030年	②
<b>その他</b>					
中小企業・小規模事業者	海外展開社数	新たに1万社	-	今後5年間	①
	黒字企業数	140万社	70万社	2020年	①
インフラマネジメント	次世代インフラ整備	16兆円	2兆円	2020年	②

(資料) 日本再興戦略より作成

(注)①日本産業再興プラン、②戦略市場創造プラン、③海外展開戦略

(2) 第1の矢・第2の矢

第1の矢である「大胆な金融政策」については、「物価上昇率2%」という目標が導入され、マネタリーベースを2年で2倍にすることが決定された。また、第2の矢である「機動的な財政政策」に関しては、総額10兆円の緊急経済対策が2012年度の補正予算で実施されたのに続いて、2013年度も5兆円規模の経済対策が補正予算で措置された。

これらの政策などにより、円高が是正されるとともに、株価も上昇し、景気の回復傾向が続いており（図3）、第1の矢・第2の矢は短期的な景気刺激策として効果があった。一方で、地方では回復の実感が乏しいのも事実であり、足元の景気回復が真の意味で日本経済の再生に繋がるかは、第3の矢である成長戦略と、我々が第4の矢と主張している財政再建への取り組みに掛かっている。

(図3) 第1・2の矢による効果



(3) 第3の矢

第3の矢である「成長戦略」については、成果が出るまで時間を要するものであり、政権発足1年余りで評価するのは時期尚早であるが、昨年末の臨時国会で、産業競争力強化法や国家戦略特区法を成立させ、成長戦略を実行する大きな枠組みを整備した点は評価できる。一方、岩盤規制改革を筆頭に、積み残しの課題も存在しており（図4）、2年目はこうした課題を一つずつ着実に処理していく必要がある。

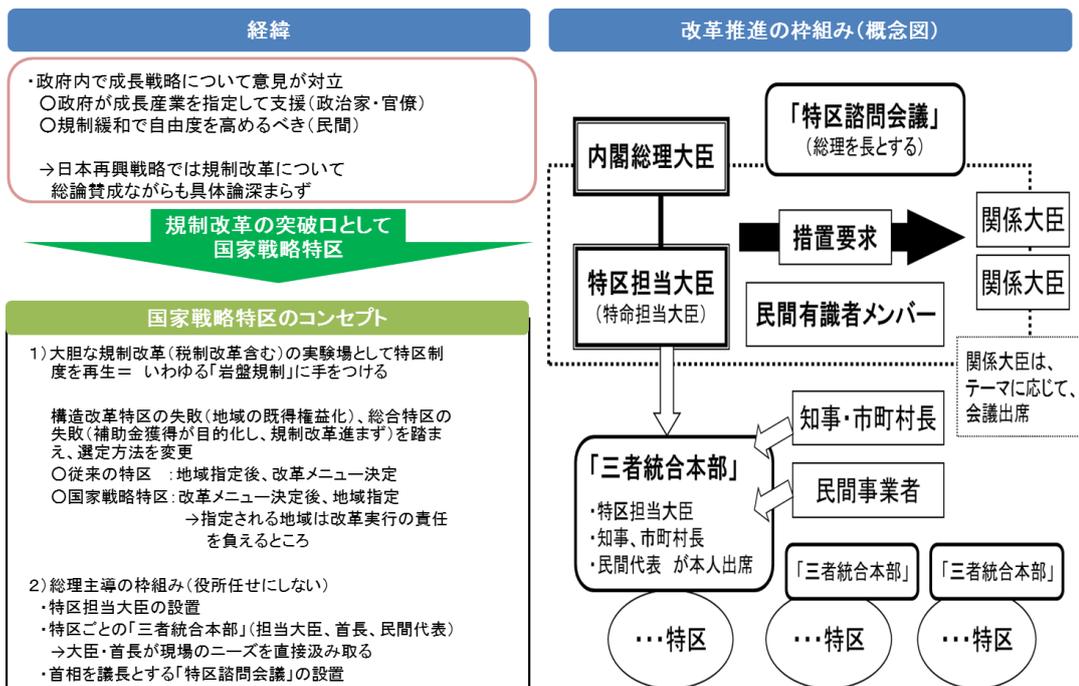
(図4) 成長戦略関連法案と新たな「成長戦略」に盛り込まれる事項について

産業競争力強化法概要		国家戦略特区概要	
2017年度迄を集中実施期間と位置づけ、優遇税制や規制緩和を行うことで、企業の事業再編や設備投資を促し、わが国の産業競争力の強化を目指すもの。		大胆な規制改革の突破口として農業など6分野を中心に、国主導で地域を限定した特区を設置し、規制改革を強力に推進するもの。	
主な施策とその仕組み		対象分野とその規制改革項目(法律で規定)	
ベンチャー投資支援	ベンチャーファンドに対して出資を行う企業の支援措置	農業	農業生産法人の要件緩和(役員構成)
事業再編促進	事業再編の円滑化を図るための税制優遇措置	医療	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
先端設備投資促進	最新鋭の設備投資に対する即時及び特別償却等の税制優遇措置	雇用	労使紛争の未然防止のための雇用条件の明確化
規制改革の推進	規制緩和の特例を許容する「企業実証特例制度」や、曖昧な規制分野を明確化する「グレーゾーン解消制度」の創設	教育	公立学校運営の民間への開放
		都市再生・まちづくり	容積率・用途などの土地利用規制の見直しや、道路占有基準の緩和(都市の高度化)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">本年1月に施行され、適用開始</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">本年3月を目途に、指定地域やその規制分野を決定</div>	
さらなる改革の推進			
新たな「成長戦略(6月策定予定)」に盛り込まれる主要分野			
▼「農業」(他業態による農地所有と新規参入の容認等)	▼「女性の活躍推進」	▼「医療」(混合診療範囲の大幅拡大による先進医療の拡充等)	▼「外国人材を受け入れる環境改善」
▼「雇用」(解雇要件見直しを含めた限定正社員のルールづくり等)	▼「対日直接投資の促進」		

(資料)産業競争力強化法・国家戦略特区法より作成

規制改革の切り札として導入され、地域からの期待も大きい国家戦略特区については、地域の既得権益となってしまった構造改革特区、補助金が目的化した総合特区の問題点を踏まえ、総理主導で規制緩和を推進する枠組みが導入されるなど、従来の特区制度よりも規制改革の実効性が高まっている点は評価できる(図5)。

(図5) 国家戦略特区の経緯・改革推進の枠組み



(資料)原英史氏 関西経済同友会講演資料より作成

一方で、①当初盛り込まれることが検討されたにも関わらず、最終的に認められなかった医療・雇用といった分野の規制や、②大阪府市などの地方自治体からの提案のうち、改革項目に盛り込まれなかった、空港・港湾などのインフラ関係の規制や介護ロボット・自動走行型自動車・水素エネルギー関連などのものづくりに関する規制など、引き続き改革に取り組むべき項目も少なくない（図6）。

（図6）規制緩和項目の国家戦略特区における認定状況と大阪府市の提案

規制改革項目の国家戦略特区法への反映状況		大阪府市の提案
優先15項目	国家戦略特区法への反映状況	
<b>1、医療</b>	△	<b>1、プロジェクト提案（企業の要望に基づくもの）</b> (1) 健康医療イノベーション：免疫・再生医療などの先進分野での混合診療、医療分野の法人減税（最大ゼロ）、 <b>介護ロボット</b> の普及に向けた制度整備 (2) 大都市の国際競争力強化：エリアマネジメント、法人減税 (3) 環境エネルギー： <b>自動走行型自動車</b> <b>水素エネルギー関連</b> の規制改革 (4) インフラ、人材・労働：空港・港湾、公設民営学校、ハローワーク地方移管  <b>2、岩盤規制提案</b> (1) 「チャレンジ特区」：労働規制の緩和、外国人就労、公設民営学校、所得税 (2) 「国際メディカル特区」：外国人医療スタッフ、混合診療、病床規制、株式会社病院 (3) 公立病院での保険併用診療 (4) 「楽しい街・高度集密都市」：容積率及び用途規制・建替要件・広告規制の緩和
(1) 外国人医師の診療	△（日本人患者は認められず）	
(2) 病床規制	○	
(3) 保険外併用診療	○	
(4) 医学部新設	○	
<b>2、雇用</b>	△	
(1) 解雇ルールの明確化	○	
(2) 有期雇用の拡大	○	
(3) 労働時間規制の緩和	×（今後の課題）	
<b>3、教育（公設民営）</b>	○	
<b>4、都市</b>	○	
(1) エリアマネジメント	○	
(2) 有期雇用の拡大	○	
(3) 賃貸マンションの宿泊利用解禁	○	
<b>5、農業</b>	△	
(1) 農業委員会改革	×（今後の課題）	
(2) 信用保険制度	○	
(3) 農地の利用拡大	○	
(4) 農業生産法人要件	×（今後の課題）	
<b>6、地方議会（被選挙権）</b>	×（今後の課題）	
<b>7、歴史的建築物</b>	○	

（資料）原英史氏 関西経済同友会講演資料より作成

（注）下線部は今回政府案に反映されたもの（一部も含む）。□は次世代のものづくりに関する規制改革項目。

#### (4) 第4の矢

消費税率の8%への引き上げ決定は財政再建に向けた重要な一歩である。当委員会が関西経済同友会の会員向けに実施したアンケートでは回答数の80%が前向きに評価している。但し、本年中に判断される予定の10%への引き上げに関して、足元で与党内にも慎重論がみられるなど、財政再建に取り組む姿勢が揺らいでいるような印象があることは懸念材料である。

財政再建の観点からは社会保障制度改革が重要なテーマであり、安倍政権発足後も社会保障制度改革国民会議の報告書公表、社会保障制度改革のプログラム法成立など、一定の対応が進められた。同法では、医療・介護分野において、①70-74歳の医療費自己負担割合の2割への引き上げ（現行1割）、②一定以上の所得者における介護費自己負担割合の引き上げなどが実施されることとなっている。

一方、年金分野では、本年の財政検証の結果を踏まえて制度変更を議論するとされるに止まるなど、改革が先送りされている。更に、医療・介護分野においても、後期高齢者支援金や介護納付金のあり方など、同法に規定されたその他の施策に関する、詳細な制度設計と法案の取り纏めが課題として残っている（表3）。

**(表3) 社会保障制度改革プログラム法案の概要**

分野	主要施策	実施時期	備考
医療	✓ 70-74歳の医療費自己負担割合の引上げ(現行の1割から2割へ引上げ)	2014年4月 (予算措置を縮小済)	新たに70歳に到達する人から順次適用
	✓ 後期高齢者支援金の各保険者の負担に関して、現行の1/3が総報酬割、2/3が加入者割となっている制度から、全面総報酬割に移行	2017年度まで (15年に法案提出予定)	健康保険組合は負担増から反対の立場
	✓ 財政運営の安定化のために、現行は市町村運営となっている国民健康保険を都道府県運営に移管	2017年度まで (15年に法案提出予定)	上述の全面総報酬割とともに検討
介護	✓ 一定以上の所得者における介護費自己負担割合の引上げ ✓ 介護の必要度合いが比較的低い介護認定者(要支援1及び2)向けサービスを保険適用から外し、市町村事業として実施	2015年度 (今通常国会に介護保険法の改正案を提出予定)	
	✓ 保険者が負担する介護納付金について、加入者数に応じた負担となっている加入者割から、各保険者の報酬に応じた負担である総報酬割に移行	明示せず	医療の後期高齢者支援金と合わせて検討
年金	✓ デフレ下でもマクロ経済スライドが機能するルール導入 ✓ 短時間労働者に対する厚生年金保険の適用範囲の拡大 ✓ 年金受給開始年齢のさらなる引上げ ✓ 高所得者に対する年金額の削減	明示せず (改革議論の先送り)	本年中に5年に一度の財政検証を実施し、その結果に基づき制度変更を議論
少子化対策	✓ 保育の量的拡大による待機児童解消加速化プラン	2013年度より実施済	2017年度末迄の待機児童解消
その他	✓ 改革の推進のための組織として内閣に「社会保障制度改革推進本部」を置くとともに、有識者からなる「社会保障制度改革推進会議」を設置	2014年1月中旬に設置予定	改革推進本部の本部長は首相

(資料)社会保障制度改革プログラム法案より作成

また、2014年度の一般会計予算は、社会保障関係費が30兆円の大台に乗り、公共事業費も増加するなど、過去最高水準の歳出規模に達している（表4）。社会保障制度改革への対応・予算案の状況などをみると、財政再建には程遠い内容となっており、安倍政権では成長戦略に比べて優先度が低い印象を受ける。

**(表4) 2014年度予算の概要**

- 一般会計の歳出は95.9兆円と、2013年度の当初予算92.6兆円を上回る。
- 特別会計の統廃合の影響で公共事業関係費が上乘せされることの影響や、消費税増収分を活用した社会保障の充実といった特殊要因を除いても、歳出規模は拡大。
- 社会保障関係費は30兆円の大台乗せ。
- 公共事業費はインフラ老朽化対策のほか、整備新幹線関連予算の増額もあって実質的に1.9%（約7000億円）の増加。
- 消費税や景気回復による自然税収増で税収は2013年度の43.1兆円から50兆円前後と約7兆円増えるが、歳出が膨張する結果、新規国債発行額は41.3兆円程度と、2013年度の42.9兆円からの圧縮幅は1.6兆円程度。

(資料)2014年度予算案より作成

## (5) 総合評価

以上を踏まえると、アベノミクス 1 年目は実行体制の整備、財政再建・経済成長への取り組みに進展があり、これまでのところ一定の評価ができる。実際、会員向けアンケートでは 72.3 点 (100 点満点) の高得点がつけられている。ただし、高得点がつけられている第 1 の矢 (80.0 点)・第 2 の矢 (72.4 点) に比べて、肝心の第 3 の矢 (56.9 点)、第 4 の矢 (56.3 点) は低評価となっている。

アベノミクスによる日本経済の再生をより確実なものとするためには、実行体制をさらに強化し、その上で財政再建や成長戦略に関する積み残しの課題の一つでも多く解決する必要がある。これらについて次の 3 点を提言する。

### 4. 提言：

強固な実行体制 (提言 1) の下、財政再建 (提言 2) を意識した成長戦略 (提言 3) の実行を

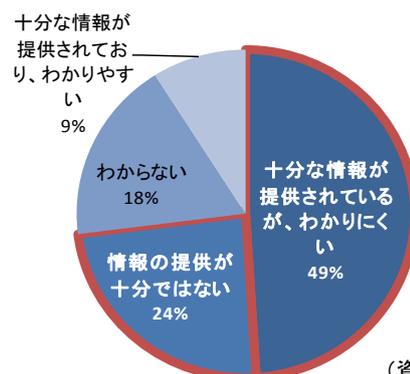
#### (提言 1) アベノミクスの実行体制の強化

##### OPDCA の強化に向けた是正ルールなどの導入

PDCA サイクルを機能させるために、歳出等についての明確な数値目標を設定するほか、中期財政計画や成長戦略関連法で定めた計画と実績の乖離を複数年度で是正するルールを導入すべきである。こうしたルールは海外では既に導入されている。例えば、EU では、経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約で、①構造的財政収支が中期目標から逸脱した国は、欧州委員会が各国の事情を踏まえて定める期間で、目標に向かって収支を改善すること、②一般政府の公的債務残高の対 GDP 比が 60% を上回った場合、当該国は毎年、基準を上回った金額の 20 分の 1 ずつ債務を減らすことが定められている。こうした事例を参考に政府が策定する中期財政計画などの実効性を高めていく必要がある。

また、政策論議を深める上では的確な情報開示も重要である。政府の情報開示に対する根強い不満を真摯に受け止め (図 7)、わかりやすい情報開示に努めることも、PDCA サイクルを有効に回すために欠かせない。なお、この点に関しては、政府が開示する情報を国民に伝達するマスコミの果たすべき役割も大きい。

(図 7) 政府のホームページに対する国民の評価



(資料)内閣官房 情報通信技術(IT)担当室

## ○独立財政評価機関(日本版 IFI, Independent Fiscal Institution)の設置

海外では、政治から独立した立場で、予算策定の前提となる景気予測や財政再建に係る分析・政策評価、政策提言などを行う独立財政評価機関 (Independent Fiscal Institution)を設置する例が見られる(表5)。

(表5) 海外における IFI の事例

役割	具体例
マクロ経済・財政予測の提供	英国: 予算責任庁、オランダ: 経済政策分析局、オーストリア: 経済研究所
財政再建にかかる分析の提供・政策評価	米国: 議会予算局、韓国: 議会予算局、カナダ: 議会予算局
財政政策に対する規範的な提言	オーストリア: 政府債務委員会、ベルギー: 財政高等審議会、ハンガリー: 財政審議会、デンマーク: 経済審議会、スウェーデン: 財政政策審議会

(資料) 茨木秀行「世界経済危機下の経済政策」より作成

法的位置付けは、①立法府の一機関、②行政府の一機関、③第三者機関と様々だが、制度設計上、政府からの独立性が確保される点は共通している。OECD は、各国の IFI を精査した上で、①当事国において強い責任を持つ組織として設立されること、②独立性と非党派性を確保すること、③権限は法律によって明確に定められること、④適切な財政基盤を確保すること、⑤立法府への説明責任を果たすべきこと、⑥政府情報へのアクセスを法律で保証すべきこと、⑦透明性を確保し、その業務について外部評価の仕組みを整えるべきこと、といった IFI の原則を取り纏めている(表6)。

選挙を意識せざるを得ない政治家は、歳出の削減や増税など、国民に痛みを強いる政策を打ち出しにくい。また、中央官庁が設置する審議会等も、①所管大臣の諮問会議という位置づけであるケースが多いため、政府の意向に左右されやすく、②提言は行うものの、政策を評価・監視する機能が弱いことから、独立した立場で、より現実的な前提に基づく予測・分析や痛みを伴う改革の提言を行いにくい。

そこで、歳出の規模拡大と政府債務の累増に歯止めがかからないわが国においても、海外の事例を参考に、マクロの経済・財政政策に関する評価・監視などを主な業務とする、日本版 IFI を設置することを提言する。例えば、マクロ政策の司令塔である経済財政諮問会議に設置し、バラマキの排除(震災復興・五輪対策・国土強靱化などに投じられる予算が真に意味あるものかを検証)に努める形などが考えられる。さらに、①他の会議体の民間議員も参加することで民間議員間の連携を高めるとともに、②民間議員の活動をサポートする専従スタッフの充実などを通して事務局機能を強化するなど、IFI の政策検証・提言能力を向上させることも重要である。

(表6) OECDが策定したIFIの原則の概要

<p><b>当事国の オーナーシップ</b></p>	<p>IFI の設立の検討に当たっては、他国のモデルや諸事例を参考にするとともに、それらを形式的に模倣するべきではなく、各国における必要性や環境、法的枠組み、政治制度及び文化と整合的なものとし、<u>当事国において強い責任を持つ組織として設立されるべきである。</u></p>
<p><b>独立性と 非党派性</b></p>	<p><u>独立性及び非党派性はIFI が成功するための必要条件</u>であり、IFI はその分析を政治的な意図をもって提供するのではなく、常に客観的かつ高い専門性の発揮に努め、全ての政党に奉仕するべきである。</p> <p>IFI の組織の長は、政治的立場ではなく、これまでの実績や専門能力に基づいて選考されるべきであり、経済学や財政、予算過程に精通していることが求められる。</p> <p>その任期は国政選挙のサイクルとは独立しているべきであり、選挙サイクルよりも任期が長く定められることにより、独立性が高まり得る。</p> <p>また、IFI に責任を負う者はスタッフの任免に関する完全な決定権を持つべきである。スタッフは政治的立場ではなく、公開の競争を通じて、これまでの実績や専門能力に基づいて選考されるべきである。</p>
<p><b>権限(役割)</b></p>	<p><u>IFI の権限は法律によって明確に定められるべきであり、その権限の内容には、どのような報告や分析を行うのかとともに、可能な限り、それらの公表時期も示されるべきである。</u>また、その権限の範囲内において、業務の計画を決定する自主性が与えられるべきである。</p> <p>IFI の権限には予算プロセスとの関連性が明確に規定されるべきである(例：<u>経済・財政予測、政府予算案の分析、財政ルール等の遵守状況の監視、立法府により提案される政策の費用見積り等</u>)。</p>
<p><b>活動のための 財政基盤等</b></p>	<p>IFI の活動のための財政基盤等は、その権限を確実に行使するために相応しいものとするべきであり、独立性を確実なものとする観点から、会計検査機関など他の独立機関の予算と同様の方法で扱われるべきである。複数年度予算は、IFI の独立性を一層強化し、政治的圧力からの保護に資する。</p>
<p><b>立法府との 関係</b></p>	<p>IFI が立法府又は行政府のいずれに属するかにかかわらず、<u>立法府に対する適切な説明責任を促す仕組みが必要である。</u>具体的には、<u>①議会への報告書の送付、②長又は幹部の議会への出席・議会からの質問への答弁、③議会によるIFI 予算の審議、④長の任免に関する議会の関与等</u>が含まれる。</p> <p>また、議会から分析等の要請があった場合におけるIFI の役割は、法律において明確に定められるべきである。個々の議員や政党からの要請よりも、委員会や小委員会からの要請を重視することが望ましい。</p>
<p><b>政府情報への アクセス</b></p>	<p>政府とIFI との間には情報の非対称性が存在するため、IFI に対し全ての必要な政府情報に対する<u>アクセスの権限が法律で保証されるべきである。</u></p> <p>ただし、プライバシー(税務情報など)や国家安全保障上の機密情報に関しては、適切な保護措置がとられるべきである。</p>
<p><b>透明性、評価等</b></p>	<p>財政の透明性の向上はIFI の主要な目標であることから、IFI は可能な限り透明性の高い活動をする特別な義務を持つ。IFI における高度の透明性は、その独立性を資するとともに、国民の信頼を築くことにつながる。</p> <p>IFI の報告書と分析結果は公表し、全ての人に利用可能なものとするべきである。これらは議会や政府機関を通じて公表されるのではなく、自らの独立したウェブサイトを含め、独自に公表されるべきである。また、IFI は、その業務について外部評価の仕組みを整えるべきである。</p>

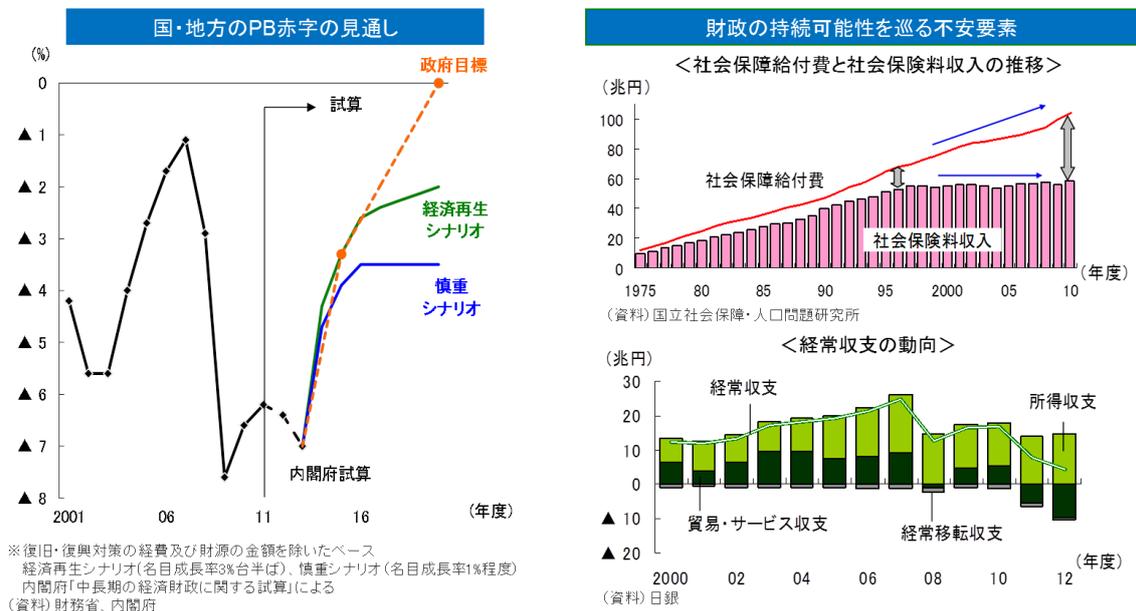
(資料) 日本財団「国会に独立将来推計機関の設置を」より作成

(提言 2) 消費税率引き上げ・社会保障制度改革による財政再建

○消費税率を予定通り引き上げ

国債に対する信認を維持するために 10%への引き上げは必須。更に、それだけでは、「2020年度のプライマリーバランス黒字化」という国際公約の達成が覚束ない現実を直視、消費税率を予定通り引き上げた上で、社会保障制度改革を始めるとする痛みを伴う改革を実施する必要がある。特に、これまで国債の安定消化に寄与してきた経常黒字が、貿易赤字傾向の定着に伴って急速に縮小しており、足元では、経常赤字に陥る月が続くなど、改革に向けて残された時間は決して多くない(図8)。

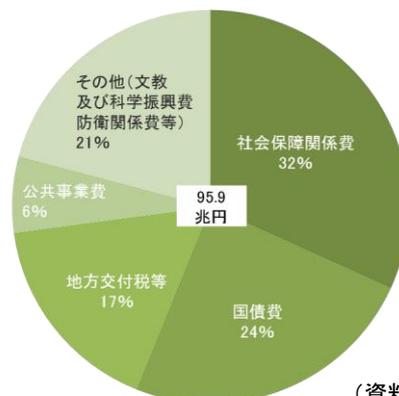
(図8) わが国の財政状況



○社会保障制度改革の推進

財政再建には、一般会計歳出における最大の項目で、今後も拡大が続くと見込まれる社会保障関係費にメスを入れる必要がある(図9)。まずは、プログラム法案で設立することとなっている社会保障制度改革推進会議を早期に立ち上げ、改革案について財政に対するそれぞれのインパクトを示しながら、定量的な議論を急ぐべきである。

(図9) 2014年度予算案における一般会計歳出の内訳



(資料)財務省「2014年度予算案」

社会保障制度改革推進会議において採り上げるべき主な論点としては、第1に、社会保障関係費の膨張を抑制するルールの導入である。例えば、年金だけでなく、医療・介護などの給付総額についても、名目 GDP の伸び率に連動させる制度も検討すべきである。

また、単純に医療費をカットするだけでなく、給付の効率化などにより、医療費の削減とサービスレベルの維持の両立を図る方策も重要な論点である。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進（注）やレセプトの分析を用いた個別指導などにより医療費の削減に成功した呉市の取り組みなどを参考に、有効な具体策を検討する必要がある。

（注）厚生労働省が纏めた「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（2013年4月5日）には、2011年で約40%であるジェネリック医薬品の数量シェアを、2017年度までに60%以上に高めると規定されるなど、政府としても医療費抑制の観点からジェネリック医薬品の使用を促進する方針を打ち出している。

（表7）医療費効率化に向けた取り組み（呉市の例）

<p><b>○後発医薬品の使用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品に切り替えることによって一定以上の医療費負担軽減効果がある者に、削減額等を通知するサービスを実施。平成20年7月から24年3月までの通知者の77%が後発医薬品へ切り替え。</li> </ul>
<p><b>○生活習慣病二次予防（受診勧奨）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診情報から健診異常値の方を抽出し、レセプトと突合して医療機関未受診者に受診勧奨を行う。</li> <li>レセプトから生活習慣病で医療機関に通院していた患者を抽出し、一定期間通院していない患者に受診勧奨を行う。</li> </ul>
<p><b>○生活習慣病三次予防（重症化予防）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプトから抽出した対象病名毎に指導対象者を選定し、個別に指導を行うことにより重症化を予防。</li> </ul>
<p><b>○重複受診・頻回受診対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の医療機関に同一の傷病名で受診している者や頻繁に医療機関で受診している者を確認し、訪問指導を実施。</li> </ul> <p>※平成23年度における訪問前後1ヶ月の比較          （重複受診）件数：51件 診療費削減額：54,160円 最大18,380円/人 診療費減          （頻回受診）受診日数減：94人 診療費削減1,544,030円 最大 受診日数28日/月 → 1日/月          114,610円/人 診療費減</p>
<p><b>○調剤点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別々の医療機関で同一成分の薬剤を重複して服用している人、相互作用の発生の恐れがある人を抽出できる。</li> </ul> <p>※平成23年度重複服薬指導対象者184人、併用禁忌2件、併用回避33件（呉市医師会によるスクリーニング後、該当医療機関に通知）</p>

**呉市は医療費を年間0.7%削減  
仮に全国で同程度の効果を発揮すれば、年間約2800億円削減**

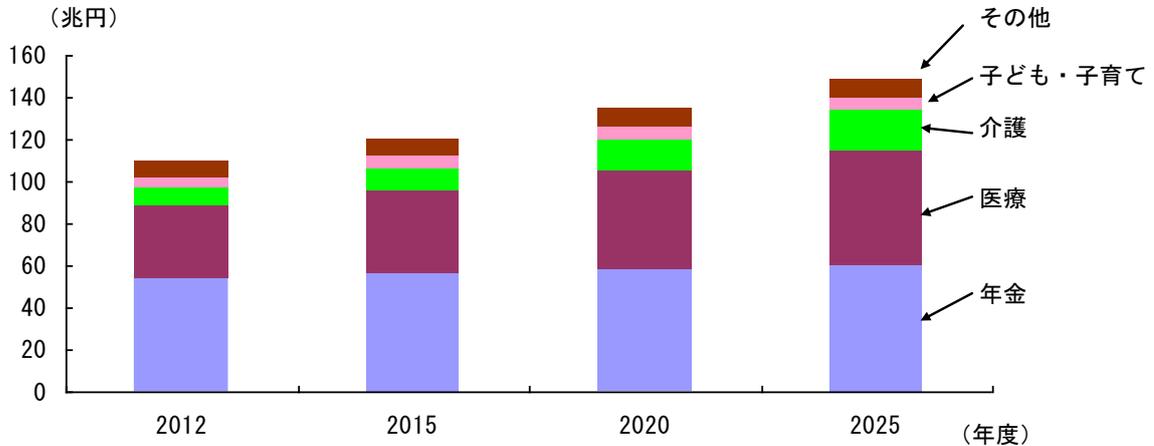
（資料）社会保障制度改革国民会議資料などから作成

更に、年金分野の積み残しの課題への対処も重要な論点である。昨年成立した社会保障制度改革プログラム法では、年金分野に殆ど手が付けられていない。5年に一度実施される財政検証と並行して、積み残しの課題にいち早く着手する必要がある。

この他にも、①高齢者に偏っている給付（図10）を見直す観点から、基礎年金の受給開始年齢の引上げや子育て支援策の充実などを通じた世代間の給付バランスの是正、②歳入

庁設置を含む保険料徴収体制の強化などについても聖域を設けず議論していく必要がある。

(図 10) 社会保障に係る費用の将来推計



(資料) 厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について (平成 24 年 3 月)」

(提言 3) 規制改革を柱とした成長戦略の実行

○法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は復興税抜きで 35.64%と、国際的に高く (アメリカ: 40.75%、イギリス: 24%、フランス: 33.33%、ドイツ: 29.55%、中国: 25%、韓国: 24.2%、シンガポール: 17%)、わが国への対内投資を阻害する一因となっている (表 8)。

関西の企業経営者の多くは、①20%台への引き下げを期待するとともに、②それによって生じた資金で国内での設備投資や人材投資に活用したいと考えている (表 9)。設備投資・人材育成等を通じて、わが国企業の競争力を高める観点からも、法人実効税率の引き下げが求められる。

(表 8) 法人実効税率引き下げの効果

- ・ OECD30 か国を対象にしたパネル分析によると、様々な事業コストの中で、法人実効税率の高さが、対内直接投資を阻害する主要因
- ・ 法人実効税率を 10%引下げることにより、10 年間で輸出金額が 23 兆円、GDP は 16 兆円押し上げられる

「法人税と海外直接投資の実証分析」(財務省財務総合政策研究所『フィナンシャルレビュー』平成 22 年第 3 号)、「法人税減税の効果をどう考えるか」(大和総研経済分析レポート)から作成

(表 9) 関西経済同友会の会員向けアンケート結果

現在、我が国の法人実効税率は復興税抜きで35.64%です。これを引き下げる場合、どの程度まで引き下げるべきでしょうか。

1.10%台前半	2.10%台後半	3.20%台前半	4.20%台後半	5.30%台前半
2%	4%	38%	35%	18%

現在、法人実効税率の引き下げが議論されていますが、法人実効税率が引き下げられた場合、**自社**ではどのように活用しますか (複数回答可)。

1. 国内での設備投資	2. 海外での設備投資	3. 資金を引き上げ	4. 研究開発	5. M&A	6. 資金運用の拡充	7. 人材投資	8. 福利厚生	9. 内部留保
33%	11%	21%	19%	21%	21%	47%	10%	14%

なお、代替財源に関して、法人減税により経済が活性化することで返って税収は増えるという「法人税のパラドックス」が、経済財政諮問会議で取り上げられたことを契機に、「経済成長による税収増でカバーできる」とする意見が強くなっている。わが国においても法人税のパラドックスが生じる可能性は否定しないが、「あるかもしれない」財源への安易な依存はリスクが大き過ぎる。経済成長と財政再建に資するか、負担の公平性をいかに確保するかといった観点から、税制全体を見ながら代替財源について議論を行う必要がある。

## ○特区制度などを活用した規制改革

国家戦略特区における規制改革メニューから漏れた項目の中にも、高い経済効果が期待されるものが存在する。国家戦略特区諮問会議が引き続き実施するメニュー募集を通じて、これらの項目が一つでも多く採用されることを期待する。また、特区で効果が認められた規制改革項目を必要に応じて迅速に全国展開する手続きについても予め明確化しておくべきである。

今般、関西は国家戦略特区に地域指定されたが、今回認められた規制改革項目を最大限活用することで地域を活性化する好事例を多く示し、規制改革のスピードアップを後押しする役割を果たしていかなければならない。

なお、産業競争力強化法においても、企業単位で規制緩和を推進する方策が盛り込まれている。具体的には、事業者が集中実施期間中に規制緩和の提案を盛り込んだ「新事業活動計画」を作成し、主務大臣による認定を受けることで、同計画上の新事業活動に関し、①規制緩和の特例措置が適用される（企業実証特例制度）ほか、②規制の適用が曖昧な分野において、規定の解釈・適用の有無を明確化できる（グレーゾーン解消制度）（表 10）。

こうした制度の活用により、国家戦略特区に盛り込まれなかった項目でも、規制改革の効果を享受することができる。例えば、大阪府市が共同提案した自動走行型自動車の公道実証実験は、経済産業省が企業実証特例制度の活用事例になり得るとしている。

（表 10）産業競争力強化法における規制改革を推進する仕組み

企業実証特例制度	主務大臣の認定を受けることで、規制の特例措置が適用される (i)企業が規制の特例措置を提案 (ii)事業・規制所管両大臣が協議し、特例措置を創設
グレーゾーン解消制度	主務大臣の認定を受けることで、規制の適用が曖昧（グレーゾーン）な分野において、規定の解釈・適用の有無を明確化することができる (i)企業が適法性の確認を申請 (ii)事業所管大臣を通じて、規制所管大臣に照会・確認

（資料）産業競争力強化法より作成

## OPFI の推進

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）の施行から 10 年以上が経過し、事業実績も積み上がっている。2012 年度までの累計で、実施方針が公表された事業数は約 400 件、契約金額は 4 兆円に達した。もともと、公共投資額に占める PFI の割合はこの 10 年間で平均約 1.5%に過ぎず、まだ拡大の余地が大きく残されている。こうしたなか、日本再興戦略では、今後 10 年間で 12 兆円規模の PPP/PFI を推進するとしているが、目標達成のためには、更なる制度改革が必要である。

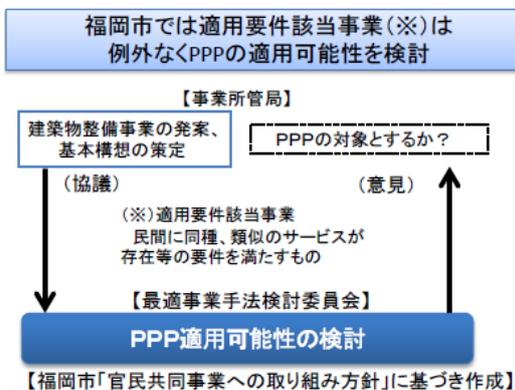
PFI 先進国である英国では、1992 年に導入された当初は PFI の活用が進まなかったため、全ての公共事業に関して PFI 導入の検討を義務付け、検討されないものについては、一切公共事業と認めない「ユニバーサルテストイング」が導入された（注）。その結果、公共事業における PFI の占める割合が、制度導入前の 0.5%から 96 年には 6.0%まで拡大。

（注）その後、実績が積み上がり、PFI 事業として行うべき公共事業の目安ができたことから、この方式に要する作業量にも鑑み、1997 年 5 月にユニバーサルテストイングを廃止。

わが国においても、ユニバーサルテストイングの導入に向けた動きが出始めている。例えば、福岡市は、一定の要件を満たす事業について、例外なく PPP の適用可否を検討し、その活用を推進している（図 11）。福岡市よりも財政状況の厳しい自治体も多く存在するなか（図 12）、経済財政諮問会議の民間議員は「自治体レベルでこうした取組を進めるべき」と提言。

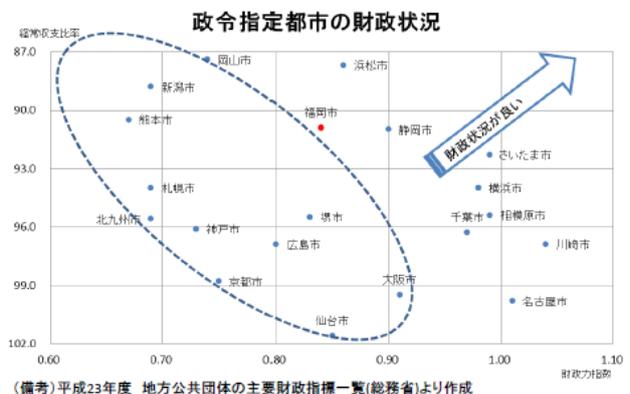
また、同時に「全国レベルの取組としては、PPP/PFI 導入が比較的進んでおり、耐震化・老朽更新・集約化の需要が全国で見込まれる公営住宅分野（2011 年度末 217 万戸）において、まずは、このような取組を進めるべき」との方向性も示された。ユニバーサルテストイングを積極的に活用することで、PFI の普及を促進すべきである。

（図 11）福岡市のユニバーサル  
テストイングの概要



（資料）経済財政諮問会議資料より作成

（図 12）政令指定都市の財政状況



（資料）経済財政諮問会議資料より作成

更に、PFI を推進するためには、各事業分野に現存する規制の緩和も欠かせない。例えば、現在の道路特措法では、道路法上の有料道路の運営を公共セクターに限定しているため、民間企業はその運営ができない。こうした弊害は各分野での個別性が強いため、それぞれの分野で一つずつ炙り出していく必要がある。分野ごとにテストケースを実施し、PFI 活用の制約となっている規制を抽出・緩和していくことが重要である。

これまでのわが国の PFI は、学校・病院・公務員宿舎などのハコモノが主流であり、空港・道路などの大規模インフラに活用されたケースは極めて少ない。こうしたなか、2014 年度に実施予定の新関西国際空港のコンセッションは、空港民営化として世界的にも大規模案件であり、その成否は世界から注目されている。新関西国際空港のコンセッションを今後の PFI 普及を占う試金石と位置づけ、成功に向けて積極的かつ大胆に規制の抽出・緩和に取り組むべきである。

また、新関西国際空港のコンセッションの成功は、関西の輸出入・インバウンドの拡大を通じた関西経済の活性化、ひいては、東京一極集中構造を是正するきっかけになると期待される。地域活性化の観点からも PFI の活用が重要である。

## ○経済連携協定の加速

TPP については、昨年内に妥結できず、今後の会合の目途も立たないなど、交渉が難航している。経済連携協定の遅れは、国際的な競争に直接的な影響を与える。各国において様々な論点があるが（図 13）、それを乗り越えて、連携の輪を広げることは、わが国だけでなく、世界経済の発展のためにも重要である。

また、我が国の輸出全体に占める FTA/EPA 締結国向け輸出の割合は 18.7%に止まり、韓国の 35.2%に比べて著しく低い。日 EU・EPA、日中韓 EPA、東アジア地域包括連携協定(RCEP)など、わが国が TPP 以外に進めている経済連携協定交渉についても、TPP をてこに、締結に向けた取り組みを加速していく必要がある（図 14）。

現在、TPP 交渉の場において、原産地規則（経済連携協定で関税減免の対象を決める基準）に関する「累積」という概念の導入は、サプライチェーンのグローバル化を加速させる可能性がある。これは、TPP 域内産（TPP 加盟国間の移動が非関税）と認定されるためには、TPP 加盟国で作られた部品を一定以上使う必要があるというもの。世界経済が Made in TPP・FTA へ移行しつつある流れを踏まえ、わが国が「ものづくり立国」として生き残るために、TPP・FTA を推進すべきことは論を待たない。

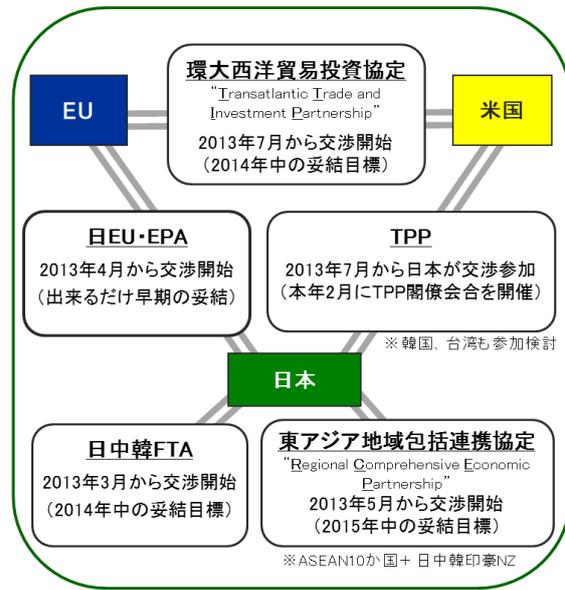
(図 13) TPP 交渉における主な論点

- ▼ 日米間の論点
  - 日本は農産品5品目(注)の関税撤廃を行わないと主張
  - 米国は、日本の自動車市場の閉鎖性(車両認証手続きや安全基準など)から、自動車やトラックの関税引下げの猶予などを主張  
(注) コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖・でんぷんを指す
- ▼ 米国とアジア新興国(ベトナムやマレーシア)間の論点
  - 米国は、知的財産や環境・労働における高水準の規制や、優遇措置のある国有企業に対する民営化の加速を要求
  - 新興国は、経済の発展段階に合わせ十分な移行期間が必要と主張
- ▼ 米国内の論点
  - オバマ大統領に貿易促進権限(注)が付与されておらず、米議会による批准に懸念あり。  
(注) 米政府が妥結した通商協定について、米議会に対し内容修正なしに一括承認可否を問うことが出来る大統領の権限(2007年以降失効したまま)。

早期妥結に向け調整中

(資料) 新聞報道などより作成

(図 14) 世界の主な経済連携協定の動き



(資料) 新聞報道などより作成

#### 4. おわりに

現在のような厳しい財政状況を放置したままでは、持続的な経済成長は望めない。成長戦略の実行に加えて、財政再建も必須である。2014年を財政再建元年とする覚悟で、日本版IFIの設立などによる政策の評価・監視体制の強化や、消費税率の引き上げ、積み残しの課題となっている社会保障制度改革などを実施し、財政再建を意識した成長戦略を実行する必要がある。財政制約が強いなかでは、成長戦略も資金よりも岩盤規制改革などの知恵を使ったものを優先すべきであり、国だけでなく、地方自治体・企業も国家戦略特区制度や企業実証特例制度などの新たな制度を最大限活用する努力が求められる。

また、わが国の構造改革が遅々として進まなかった理由の一つとして、明確なターゲットイヤーを持たずに取り組んできたことが挙げられる。こうしたなか、2019年のラグビーW杯、2020年の東京オリンピック、2021年の関西ワールドマスターズゲームズと、2020年前後に国際的なイベントが集中的に開催される。関西としては、これらをターゲットイヤーと定め、地域が一丸となって、成長戦略の実行を加速させねばならない。

以上

## 平成 25 年度 経済政策委員会 活動状況

(役職は実施当時のもの)

### 平成 25 年

6月13日 会合  
「本年度の活動方針（案）と提言（案）について」

6月24日 「成長戦略・骨太の方針に対する提言  
～第3・第4の矢においても『異次元』の構造改革を～」を記者発表

7月 2日 講演会・会合  
「アベノミクスの評価と課題」  
ゲスト：東京大学大学院 経済学研究科教授 吉川 洋 氏

8月 上旬 第1回 景況感・経済政策に関するアンケート 実施

8月27日 講演会・会合  
「社会保障制度改革の現状と課題  
～社会保障制度改革国民会議での議論を振り返って」  
ゲスト：株式会社日本総合研究所 調査部上席主任研究員 西沢 和彦 氏

9月10日 「社会保障制度改革と中期財政計画に対する提言  
～持続可能な社会保障制度の確立に向けて更なる議論を～」を記者発表

11月 1日 講演会・会合  
「国家戦略特区～大阪ではどうあるべきか～」  
ゲスト：株式会社政策工房 代表取締役社長 原 英史 氏

11月 中旬 第2回 景況感・経済政策に関するアンケート 実施

12月17日 会合  
「経済政策委員会 提言骨子（案）について」

### 平成 26 年

2月 中旬 第3回 景況感・経済政策に関するアンケート 実施

2月21日 講演会・会合  
「アベノミクスの評価と課題～発足から1年を過ぎて」  
ゲスト：法政大学大学院 政策創造研究科教授 小峰 隆夫 氏

3月12日 会合  
「経済政策委員会 提言最終（案）について」

3月27日 提言（案）「アベノミクスの評価と2年目の課題  
～財政再建を意識した成長戦略の実行を～」を  
常任幹事会・幹事会で審議

4月 3日 提言「アベノミクスの評価と2年目の課題  
～財政再建を意識した成長戦略の実行を～」を記者発表

## 平成 25 年度 経済政策委員会名簿

(平成 26 年 3 月 27 日現在、敬称略)

委員長	蔭山 秀一	(株)三井住友銀行	取締役専務執行役員
委員長 代行	上島 健二	(株)iTest	取締役社長
副委員長	井垣 太介	弁護士法人西村あさひ法律事務所	法人社員・弁護士・ニューヨーク州弁護士
〃	井澤 武尚	井澤金属(株)	取締役社長
〃	乾 裕	日本証券業協会大阪地区協会	地区会長
〃	上田 孝	サノヤスホールディングス(株)	取締役社長
〃	上羽 尚登	岩谷産業(株)	取締役副社長
〃	大井 篤	三井物産(株)	常務執行役員関西支社長
〃	大下 亮	住友生命保険(相)	常務執行役員
〃	太田 誠一	三井住友海上火災保険(株)	専務執行役員関西企業本部長
〃	岡野 幸義	ダイキン工業(株)	相談役
〃	沖津 嘉昭	岩井コスモ証券(株)	取締役社長
〃	奥野 直樹	三菱 UFJ メリルリンチ PB 証券(株)	大阪支店長
〃	國枝 信孝	ニッタ(株)	取締役社長
〃	小泉 定裕	(株)清文社	取締役社長
〃	小西 幸治	燦ホールディングス(株)	取締役会長
〃	高橋 英行	(一社)大阪銀行協会	専務理事
〃	辰己 重幸	(株)グローバルサイバーグループ	代表取締役
〃	月原 紘一	三井住友カード(株)	特別顧問
〃	寺岡 龍彦	東神電気(株)	取締役社長
〃	豊田 峻	内藤証券(株)	取締役専務執行役員
〃	永田 武全	京阪神ビルディング(株)	取締役会長
〃	中務 裕之	中務公認会計士・税理士事務所	所長
〃	林 豊行	医療法人 友紘会病院グループ	代表
〃	林 博行	大阪府信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
〃	日根野 文三	日根野公認会計士事務所	所長
〃	藤野 隆雄	(株)ケイ・オプティコム	取締役社長
〃	細川 洋一	細川公認会計士事務所	所長
〃	昌尾 一弘	(株)池田泉州ホールディングス	常勤監査役
〃	増田 修造	大和不動産鑑定(株)	特別顧問
〃	松岡 一郎	アイエム(株)	代表取締役

〃	向原 潔	三井住友信託銀行(株)	取締役副会長
〃	百瀬 裕規	野村證券(株)	常務 大阪駐在兼大阪支店長
〃	山崎 隆博	日本ベンチャーキャピタル(株)	取締役
〃	山本 博敏	(株)大林組	常務執行役員
委員	門田 雅輝	リバティ ジャパン(株)	代表取締役
〃	川岸 隆彦	大阪ガス(株)	取締役常務執行役員
〃	鴻池 一季	(株)鴻池組	名誉会長
〃	新村 猛	がんこフードサービス(株)	取締役副社長
〃	田中 豊	アートグリーン(株)	取締役社長
〃	長尾 毅	KDDI(株)	理事関西総支社長
〃	萩尾 千里	(株)大阪国際会議場	相談役
〃	平岡 憲人	学校法人 清風明育社	専務理事
〃	堀坂 明弘	西日本旅客鉄道(株)	取締役兼常務執行役員
〃	村田 吉優	(株)サイネックス	取締役社長
〃	吉田 治	吉田おさむ事務所	代表
スタッフ	森 和幸	(株)三井住友銀行	総務部部長
〃	中西 義史	(株)三井住友銀行	経営企画部金融調査室次長
〃	石川 智久	(株)三井住友銀行	経営企画部金融調査室 上席室長代理
〃	湯浅 康平	(株)iTest	経営戦略企画室
〃	須貝 祐輔	井澤金属(株)	総務部副部長
〃	入木 雅和	日本証券業協会大阪地区協会	事務局長
〃	岡田 泰紀	三井物産(株)	関西支社副支社長兼業務部長
〃	須藤 哲也	住友生命保険(相)	総務部上席部長代理
〃	上野 雅之	ダイキン工業(株)	マーケティングリサーチ本部 企画グループ担当課長
〃	北川 隆洋	三菱 UFJ メリルリンチ PB 証券(株)	プライベート ウェルスマネジャー アソシエート ディレクター オブ インベストメント
〃	懸上 耕一	ニッタ(株)	経営管理グループ部長
〃	富士尾 栄一郎	(株)清文社	取締役編集局長
〃	中島 守	燦ホールディングス(株)	顧問
〃	小川 佳秀	燦ホールディングス(株)	顧問
〃	樋口 善子	(株)グローバルサイバーグループ	
〃	市野 勝己	三井住友カード(株)	経営企画部 審議役
〃	井上 康隆	京阪神ビルディング(株)	常務取締役管理統括 企画部長兼経理部長
〃	木下 伸二	医療法人 友紘会病院グループ	事務長
〃	上田 健一	医療法人 友紘会病院グループ	総務課係長
〃	村下 正典	大阪府信用農業協同組合連合会	総務部長

〃	西岡 知一	(株)ケイ・オプティコム	経営戦略本部経営戦略グループ担当部長
〃	森岡 大輔	大和不動産鑑定(株)	企画調整部部長
〃	亀山 佳之	三井住友信託銀行(株)	大阪本店総括部秘書チーム長
〃	忝村 光芳	野村證券(株)	大阪総務部シニアオフィサー
〃	潮 恵一郎	(株)大林組	建築事業部企画部部長
代表幹事 スタッフ	吉岡 淳	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室部長
〃	橋本 智裕	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
〃	三上 嘉則	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
〃	土塚 浩一	日本生命保険(相)	本店企画広報部長
〃	田中 一宏	日本生命保険(相)	本店広報室長
〃	桑畠 滋	日本生命保険(相)	企画総務部課長補佐
事務局	齊藤 行巨	(一社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
〃	真鍋 雅史	兵庫県立大学大学院	シミュレーション学研究科 准教授
〃	松尾 康弘	(一社)関西経済同友会	企画調査部長
〃	辛嶋 美紀	(一社)関西経済同友会	企画調査部主任